

令和 7 年 10 月 10 日

報道関係各位

生駒市消防本部

消防職員への懲戒処分の取消しについて

令和7年3月11日付けで本市消防本部が発令した懲戒処分について、本市公平委員会において、管理監督者の被処分者1名の当該処分を取り消すことが裁決されましたので、お知らせします。

1 対 象 者 消防署 署補佐・消防司令 50歳 男性 1名(処分発令時の所属、階級等)

2 取 消 処 分 戒告の懲戒処分の取消し

3 当該処分の概要

職員による複数のパワーハラスメント行為の事実が確認され、行為者本人を減給(3か月)の懲戒処分としたことに伴い、当該行為者の管理監督者として令和7年3月11日付けで戒告処分とした。

4 公平委員会の裁決の理由

「管理監督者への懲戒処分をする際に被処分者への意見陳述の手続きを行うべき旨の法令等の規定は存在しないことから、当該懲戒処分の手続きが違法であるということとはできないものの、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する制裁として行う不利益処分であることから、その者に管理監督責任に懈怠があったかどうかについて調査をした上で、管理監督責任に係る具体的な事実の認定に基づいて処分を行わなくてはならず、調査不尽の瑕疵がある。」として懲戒処分の取消しが裁決された。

5 今後の対応

公平委員会の裁決を踏まえ、適正に対処してまいります。

- ・懲戒処分によって減額した給与等の是正措置として、差額と差額分に対する遅延利息を支払います。
- ・名誉の回復として、公平委員会の裁決結果を各所属へ個別に説明するとともに、定期に開催する全体の会議で裁決結果を周知します。

【問合せ】 生駒市消防本部総務課 担当:松井、黒田
(電話 0743-73-0119、内線 200)